

今治市PTA連合会役員選考規程

(趣旨)

第1条 今治市PTA連合会会則第5条第4項の規定に基づき、役員の推薦及び選考の手続きに関し必要な事項を定める。

(役員推薦委員会)

第2条 役員推薦にかかる、候補者の募集、役員推薦名簿の審査及び総会での役員選任議案の提出は、役員推薦委員会が行う。

2 役員推薦委員会委員(以下「推薦委員」という。)は各区より1名ずつ3名とし、当年度の役員会において選出する。又、選出された委員の中から役員推薦委員会委員長(以下「推薦委員長」という。)を選任する。

3 推薦委員長は、単位PTA会長に対し期日を定め、次年度連合会役員候補者の推薦を依頼し、単位PTA会長は、候補者を推薦委員長に提出する。

4 推薦委員は、総会で新役員の選任可決をもってその任を解く。

(役員選考委員会)

第3条 推薦候補者名簿に基づき役員の選考を行うため、役員選考委員会を置く。

2 役員選考委員会委員(以下「選考委員」という。)は若干名とし、本部役員会で互選する。又、選出された選考委員の中から役員選考委員会委員長(以下「選考委員長」という。)を選任する。

3 選考委員長は、役員選考結果を推薦委員長へ報告しなければならない。

4 選考委員は、総会で新役員の選任可決をもってその任を解く。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、役員推薦及び選考に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、議決の日から施行する。

2 この規程は、平成22年5月15日から施行する。

3 この規程は、平成23年5月14日から施行する。

4 この規程は、令和6年5月2日から施行する。